

個別対応や体験プログラムを拡充 10周年の京都若者サポートステーション

総括コーディネーター チーフユースワーカー 松山廉

新年度の事業プラン

平成28年度は、京都若者サポートステーションにとって、節目の年になります。まず、「地域若者サポートステーション事業」が法律の枠組みでの支援となります。

平成27年に、青少年の雇用促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上が総合的に行えるよう、法律が改正されました。具体的には、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されています。この法律の第5章23条と24条には次のような内容が書かれています。

「国または地方自治体はいわゆる二一ト状態の青少年に対し、特

性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設の整備などを行う」（要約文）

この自立支援のための施設が地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という）を指しています。この法律は今年度4月から施行となります。

また、今年10月に京都のサポステは開所10周年を迎えます。この10年で京都のサポステは若者への様々な支援の形を模索してきました。この経過を踏まえて、新年度の事業の変更点を述べていきます。

体験プログラムを拡充

京都サポステでは、これまでいろいろなプログラムを実施してきました。ただし、その多くが、年に1回、多くて年3回の実施であり、利用者の「今やりたい」という思いをかなえることができません。

んでした。そこで、プログラムの長さを少しだけ短くして、その分回数を増やすようにしました。

例えば、東山青少年活動センターと共同で行ってきた、演劇の手法を使ったコミュニケーションワークのプログラムは、年に1クール7回実施していましたが、1クール4ないし5回実施、それを年3クール行うという形に変えました。このことにより「やり

あります。1日4枠から5枠という形で行っていますが、これらの予約は多く、時に1か月待ちということがあります。

支援の間隔が長くなればなるほど、モチベーションが下がりがり、就労へつながりにくくなっていきます。このことを防ぐために、専門相談員だけでなく、フルタイムの職員であるユースワーカーが間を埋めるような支援を行うことを考えています。

例えば、キャリアの相談を受けている人が、次の相談日までの間に就活で面接を受ける場合、1か月後の予約しかとれないとなると、面接の練習もできません。そこで、私たちユースワーカーが面接の練習を行います。いわば2人の支援者で支えていく形になります。

他にも、試験会場に行くときや、職業訓練の見学など、一人では不安な際に、ユースワーカーが寄り添うことで不安が軽減されるのであれば帯同します。

また、働き始めたら支援終了ではなく、職場に定着したり、より良い環境で働いたりできるようにするための支援もこれまで通り行います。就労することがゴールではありません。どちらかといえばスタートになります。事前に働くことを学んだり、一人で準備するよりも、働きながら私たちが一緒

電話の練習など、就労の実践的なプログラムを月1回実施するようになりました。その他にも、土曜日にはサイコロを使ったコミュニケーションの練習を2回、緊張緩和のためのワークを1回実施しました。利用者同士が何度も顔を合わすことで、参加者同士の緊張感が緩み、居場所のような雰囲気生まれ、プログラム終了後も雑談をするようになりました。このような横のつながりが生まれると、困った時に助け合ったり、時にライバル意識が生まれ前進する力に



個別の対応を充実

京都のサポステには、専門相談士と臨床心理士による相談の枠が

なったり、ほっとする癒しの時間をとったりすることができて、就労するという不安な一歩を踏み出す勇気が生まれてきます。新年度はこういったプログラムを増やしていこうと思っています。

さらに、職場体験のプログラムを増やす予定です。今年2月にはコンビニで週4日程度4週間の就労体験を行い、アルバイトにつながるという利用者の申し出があったときに、すぐスタートできる体制をとっていこうと思っています。